

<都市計画マスタープランの概要>

○都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定され、「市町村の建設に関する基本構想（総合計画）」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した市町村の都市計画に関する基本的な方針として定められるものです。

○見直しの経緯

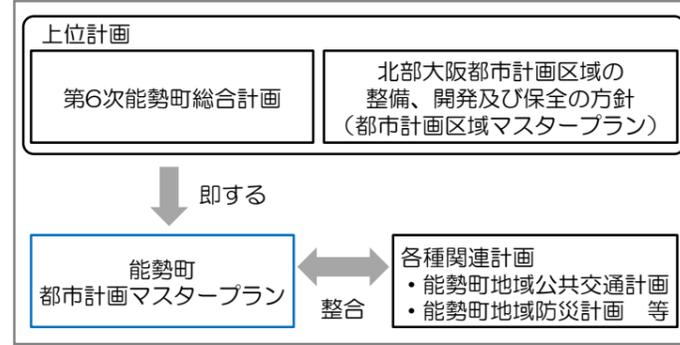
上位計画であり本町の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「第6次能勢町総合計画」が令和4(2022)年7月に策定されたことや、同じく上位計画である「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が令和2(2020)年10月に見直されたこと、また、人口減少や少子高齢化の進展等、本町を取り巻く社会情勢が変化してきていることなどを踏まえ、令和6(2024)年7月に見直しを行いました。

○計画の役割

「能勢町都市計画マスタープラン」は以下の役割を持つものとしてします。

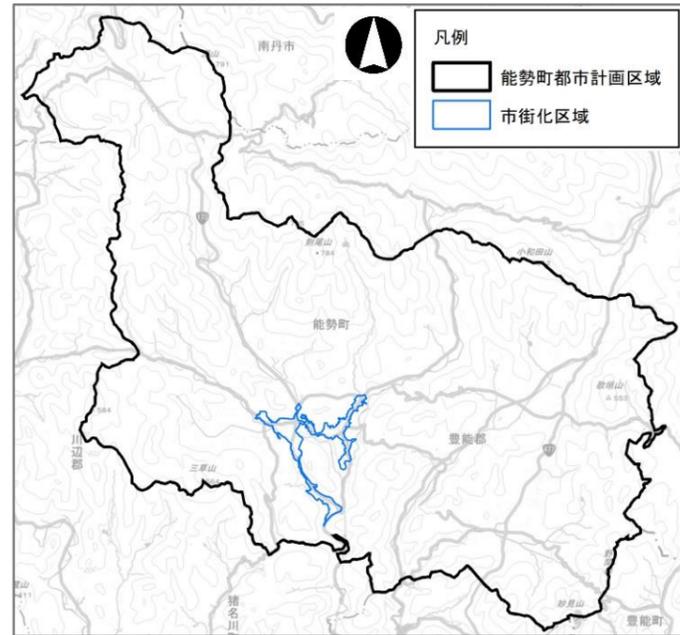
- ①実現すべき具体的な都市の将来像を示すこと。
(住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを示す。)
- ②個別の土地利用規制等、都市計画に対する地域住民の理解を得る根拠となること。
- ③土地利用や都市施設などの整備を進める際の相互の調整を図る指針となること。
- ④土地利用や都市施設などの都市計画の決定や変更の指針となること。

○計画の位置付け



○計画目標年次と対象区域

- ・目標年次：令和16(2034)年
- ・対象区域：本町全域



計画対象区域図 背景地図：国土地理院

<まちづくりにあたっての課題>

本町ではこれまで、無秩序な開発行為を抑制し、本町の豊かな自然資源や歴史・文化資源を貴重な財産として捉え、それらの保全を前提としたまちづくりを進めてきました。

今後のまちづくりにおいても、引き続き自然資源や歴史・文化資源の保全、活用を前提としたまちづくりを進めていくことを目指しますが、人口減少や少子高齢化をはじめ、本町を取り巻く社会・経済環境の変化は本町に様々な問題をもたらしており、持続可能なまちづくりを進めるためには、これらの問題に適切に対応していく必要があります。そこで、上位・関連計画や各種現況を踏まえ、能勢町都市計画マスタープランとして取り組むまちづくりにあたっての課題を下記のとおり整理します。

- 課題1 市街地整備と自然環境等保全との適切なバランス
- 課題2 既存産業の高度化や新たな産業の創出
- 課題3 都市基盤の整備・維持管理
- 課題4 持続可能な公共交通ネットワークの構築
- 課題5 防災・減災の取組み

<まちづくりの基本方針>

○基本目標

上位計画である「第6次能勢町総合計画」では、まちの将来目標として「人・地域・地球の健康を守り 縁をつなぐ 開かれたまち能勢」を掲げています。また、新しい都市像をイメージして「里山未来都市」という言葉を使い、新たな時代の開かれたまちづくりの実現を目指し「挑戦」することを謳っています。

本計画では、この将来目標の実現のため、都市計画の観点から下支えするものとし、関係行政機関、周辺市町、地域内外の人々と連携しつつ、豊かな自然環境や歴史・文化、これまで整備されてきた都市インフラ等を守り活かしながら、「新たな挑戦」を通じて魅力的なまちづくりを進め、総合計画に示す「里山未来都市」の実現を目指します。

豊かな自然環境や歴史・文化、
整備されてきた都市インフラ等を守り活かしながら、
新たな挑戦により築く「里山未来都市」

○基本方針

基本目標を踏まえ、上位・関連計画及び本町の現況、社会情勢、まちづくりにあたっての課題等を考慮し、基本方針を定めます。

- 方針1 豊かな自然や文化の中で快適に暮らせるまちづくり
- 方針2 産業振興を図るまちづくり
- 方針3 生活に必要な基盤が整ったまちづくり
- 方針4 災害に強い安全・安心なまちづくり

○将来都市構造

基本目標の実現に向けて、基本方針を踏まえ本町が今後目指す将来都市構造を定めます。

・ゾーンの考え方

都市的利用ゾーン	町域のほぼ中央に位置する市街化区域、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路沿道の市街化調整区域の地域です。
農業・集落ゾーン	農業振興地域を中心に、農地及び集落、丘陵部の住宅開発地（既存団地）によって構成される地域です。
自然活用・保全ゾーン	農業・集落ゾーンの外側に位置し、本町域内の外周部を占める地域です。

・軸の考え方

広域幹線道路軸	広域幹線道路は本町と大阪・阪神地域や日本海方面等とを結ぶ幹線道路であり、南北方向の国道173号と国道477号、東西方向の主要地方道茨木能勢線の3路線により構成されています。
町内幹線道路軸	町内幹線道路は、町内の集落間及び集落と広域幹線道路とを結ぶ幹線道路であり、主要地方道茨木能勢線以外の府道と町道野間出野下田尻線及び町道平野線、整備を検討している東西連絡道路で構成されています。
東西連絡道路	東西方向の連絡強化に向け東西連絡道路を位置付け、整備に向けた検討・取組みを進めます。



将来都市構造図

<全体構想>

全体構想では、まちづくりの基本方針に基づき、土地利用や都市施設整備といった分野ごとの方針を定めます。

<土地利用の方針>

【市街化区域、市街化区域に隣接する幹線道路沿道の市街化調整区域を中心とした中心市街地の設定】

- 市街化区域、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路沿道である市街化調整区域の地域を「都市的利用ゾーン」とし、住宅や商業・業務施設等からなる中心市街地の形成を図っていきます。

【それ以外の市街化調整区域を基本とした農林地域の設定】

- 上記以外の市街化調整区域は、農業振興や集落環境の整備を図る「農業・集落ゾーン」と、それを取り巻く山林地域を「自然活用・保全ゾーン」とし、農林業の推進、自然環境の保全や活用を図る場とします。

<市街地・集落整備の方針>

【都市的利用ゾーン：市街地の維持・形成、産業系施設の誘導】

- 都市的利用ゾーンは、本町の中心的な市街地として、市街地の維持・形成を図るとともに、働く場の創出に向け産業系施設の誘導を図ります。
- 市街化区域については、市街地の維持・形成に向け、引き続き住宅や、商業・業務施設の立地誘導に取り組みます。
- 市街化区域に隣接する大里・宿野4区・柏原地区においては、多様な産業（主に製造業等）を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を進め、市街化区域への編入に向けた検討を進めます。
- その他、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路の沿道である地域においても、将来的な市街化区域への編入を見据え、多様な産業を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を進めます。

【農業・集落ゾーン：地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用によるまちづくり】

- 農業・集落ゾーンについては、地区計画制度の活用や開発許可等の弾力的な運用による住民主体のまちづくりを推進します。

【共通：能勢らしい住宅地の整備や能勢の強みを生かした就労環境の整備】

- 各ゾーンに共通して、周辺の里山景観と調和した能勢らしい住宅地整備を推進するとともに、能勢の強みを生かした「働く場づくり」を行います。



市街地・集落整備の方針図

<都市施設整備の方針>

【道路：誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備】

- 交通ネットワークの整備を推進するとともに、歩行空間の確保等を行い、誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備を図ります。

【公園・緑地：地域資源の活用と快適な暮らしに資する整備】

- 地域の資源を活かすとともに、住民の快適な暮らしに資する整備を図ります。

【上水道：施設の適切な維持管理や更新】

- 令和6（2024）年4月に大阪広域水道企業団に統合したことから、適切な運営・管理について働きかけを行います。

【下水道・河川：生活排水処理率の向上、豊かな自然に配慮した整備や維持管理】

- 地域の情勢や事業効果等を考慮して効率的な手法にて生活排水処理率の向上を図るほか、豊かな自然に配慮しつつ河川の整備や維持管理を進めます。

【その他公共施設：適切な維持管理と公共施設跡地等の最適化】

- 整備してきた公共施設については適切に維持管理を図るとともに、公共施設跡地や旧公共施設の最適化を図ります。

<自然環境保全及び景観形成の方針>

【豊かな自然環境の保全と適切な活用】

- 本町の誇りである豊かな自然環境を保全するとともに、適切な活用を図ります。
- 持続的な保全・活用のための仕組みを構築します。

【里山景観の保全と町の玄関口にふさわしい景観の形成】

- 本町の特徴である美しい里山景観の保全・育成を図るとともに、市街地における里山景観との調和を図ります。
- 国道173号沿い（市街化区域）では、町の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

<都市防災の方針>

【都市基盤の整備や発生源対策などのハード対策の推進】

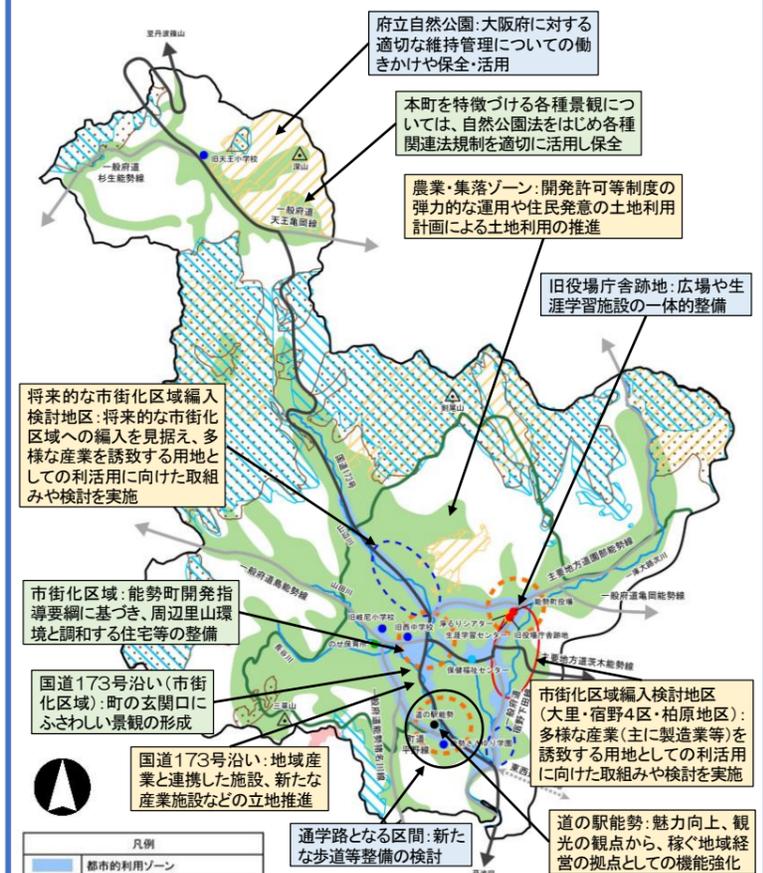
- 耐震化や不燃化等の都市基盤の整備、河川の維持管理や土砂災害対策施設の整備等の発生源対策など、防災・減災のためのハード対策を適切に推進します。

【地域防災力の強化や避難体制の整備などのソフト対策の推進】

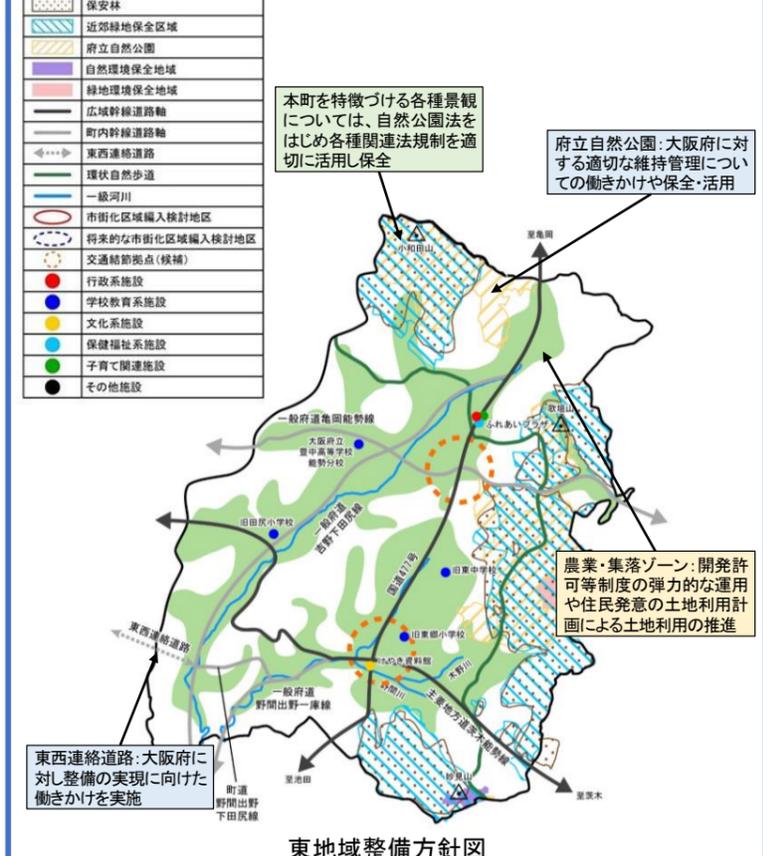
- 自主防災組織の体制づくりや住民への意識啓発等の地域防災力の強化、避難所や避難路の確保等の避難体制の整備など、防災・減災のためのソフト対策を推進します。

<地域別構想>

全体構想を踏まえ、主な整備方針である「市街地・集落整備の方針」、「都市施設整備の方針」、「自然環境保全及び景観形成の方針」における主な内容を西地域、東地域に分けて再整理します。



西地域整備方針図



東地域整備方針図